

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、別添特記仕様事項のとおりとする。

河川施設点検業務 特記仕様事項

1. 業務目的

本業務は、新町川において老朽化が見られる遊歩道等の劣化状況の調査を行い、適切な補修工法の検討を行うことを目的とする。

2. 適用基準

本業務の実施にあたり、準拠すべき基準等は以下のとおりとする。

- ・河川砂防技術基準（調査・計画・設計編）（国土交通省）
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国土交通省）
- ・その他必要な関係法規・基準

なお、これにより難しい場合には、協議によるものとする。

3. 対象施設

本業務において、対象とする河川施設は次のとおりとする。

- ・新町川プロムナードのうち、河川管理施設
- ・新町川に架かる橋梁のアンダーパス（別図）

※橋梁については、対象外とする。ただし、著しい変状、損傷等が確認された場合には、監督員に速やかに報告することとする。

4. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

（1）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定め、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

また、現地踏査後において、各施設における詳細な点検方法及び安全管理計画等を記載した調査実施計画書を作成する。

（2）資料収集整理

本業務の実施にあたり、必要となる資料の収集、整理を行い、業務遂行の基盤とする。

（3）現地踏査

施設点検調査に先立ち、点検対象施設の詳細把握を行うほか、点検施設の立地環境、通行状況、通行規制等の要否、近接手段等について、現地の概況を調査記録する。

(4) 施設点検調査

調査実施計画書に基づき、近接目視点検を行うとともに、施設の損傷程度の評価及び健全性の診断（部材単位、点検設備ごと）を行い、記録する。また、排水施設（ポンプ等）については、近接目視点検のほか、稼働状況の確認を行い、記録する。

1) 点検調査

対象施設について、近接目視による点検を行う。なお、必要に応じ、打音調査や触診等を行うものとする。

また、必要に応じて、干満潮時及び夜間にも点検調査を行うものとする。

2) 健全性の診断

対象施設について、劣化・損傷等の状態を把握するとともに、その要因を推測し、補修等の措置の必要性について、総合的な診断を行う。

3) 点検記録の作成

点検結果及び診断結果について、点検要領に基づき、記録様式を作成するものとする。

なお、点検記録様式はMicrosoft Excelで作成することを標準とし、これにより難しい場合は、協議によるものとする。

(5) 補修対策工法検討

対象施設の劣化・損傷等に対し、劣化・損傷の種類や要因別に補修（補強）対策工法を検討する。工法選定にあたっては、損傷要因の除去も含め、構造特性、施工性、経済性、維持管理との整合性など総合的観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて比較一覧表を作成し、選定を行う。

また、選定した工法に対し、概算工事費を算出する。

5. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ（2回）

(c) 成果品納入時

6. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

・報告書（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・報告書概要版（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体）・・・2部（正1部、副1部）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。

